

辺野古代執行／国が提訴

高裁に知事へ命令求める

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設計画をめぐり、新たな区域の埋め立て工事に必要な防衛省の設計変更申請どおりで、斎藤鉄夫国土交通相は15日、国が県に代わって承認する「代執行」のための訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。裁判で国が勝訴し、地方自治体の事務を代執行すれば初めの指揮となる。▼2面=保留翌日

10面=社説、27面=前知事の妻は

総務省によるい、国が代執行訴訟を超しきの和解が成立していた。

和解が成立していた。

訴訟後、斎藤國交相は「知事は、記者団に「訴状の内容をよく確認したうえで、対応を検討する」と述べた。ただ、設計変更

裁判決で県の敗訴が確定しており、代執行訴訟でも県の敗訴が濃厚となり消しを知事に代わって微回するかあめたのに、最高裁判決に沿って対応をすべき」とは明らかにしない。このとき辺野古の埋め立て承認取扱いをめぐらすが、工事を中断した上で、解

決に向けて話し合つた

と答えていた

代執行、自治奪いかねない「最後の手段」

識者「他自治体も憂慮すべきだ」

代執行は、2000年的地方分権改革で改正された地方自治法に盛り込まれた手続きだ。「国と対等」とされた地方の自治を奪いかねない異例の措置のため、総務省の担当者は「最後の手段」としている。

改正まで国は地方を「下部機関」と見なし、トップダウンで事務をさせていた。分権改革でこの「機関委任事務」は廃止され、地方が行う事務は、公的サービスなどの「自治事務」と、国政選挙など国が業務を委託する「法定受託事務」に分けられた。ただ、法定受託事務は国が本来果たすべきものとされ、知事が違法な事務処理をしたり、事務を怠つたりした場合に、代執行ができる仕組みにした。

00年以来、国が起こした代執行訴訟は1件。同じ辺野古移設問題で15年、翁長雄志知事が前任の知事が行った埋め立て承認を取り消したことに対し、国が撤回を求めて提訴した。この時、高裁は、双方が訴訟をいつたん取り下げ、国は工事を即時停止し、問題の解決に向けて協

議するという内容の和解勧告を行わなかった。

だが今回は、最高裁で県が敗訴した上での訴訟になるため、県は圧倒的に不利な立場だ。

「法律論で言えば、知事は承認しなければならず、代執行はやむを得ない」。香川大学の三野靖教授（行政法）は指摘する。

ただ、海の埋め立て承認という知事に与えられた権限を国が奪う」となり、地方分権の理念に反すると考える。「国は基地問題は『国政マター』と主張し、県は『自治権の問題』と主張する。行政の事務処理を想定した代執行制度の枠組みを超えた問題で、本来は政治が解決すべきだ」

元総務官僚で地方自治法に詳しい片木淳弁護士は「代執行は地方自治への国の直接的な介入で、全国の自治体も憂慮すべき事態だ。裁判所は埋め立て承認の判断について実質的な審議を行い、国民は我がこととして議論を注視してほしい」と話した。

（伊藤和行、上地一矩）